

4. 大気汚染物質測定結果の用語について

1 大気汚染に係る環境基準 環境基準

項目	基準値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
非メタン炭化水素 (指針)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

評価方法

(1)短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

(ア)二酸化窒素(日平均値の年間98%値)

1年間の測定を通じて得られた日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(有効測定日が365日の場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

(イ)浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素(日平均値の年間2%除外値)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にある測定値(有効測定日が365日の場合、高い方から7日間の測定値)を除外した後の最も高い日平均値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

※有効測定局について

評価は有効測定局の結果を用いて行う。

有効測定局とは、それぞれの項目について年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値(6～20時の1時間値)を1時間以上有する測定局である。また、炭化水素類は6～9時までの3時間の連続した測定値を1日以上有する測定局である。

2 1時間値

大阪府では1時間値は毎30分から次の30分まで測定した値であり、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば、10時の1時間値とは9時30分から10時30分までの測定値である。

3 日平均値

日平均値は二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素それぞれ、1日20時間以上の1時間値を有する日(有効測定日)の1時間値の算術平均値である。

4 有効測定日数及び6～9時における測定日数

有効測定日数は二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について、前述した有効測定日の総和である。

また、6～9時における測定日数はメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値をすべて有する日の総和である。

5 年(月)平均値、昼間の年(月)平均値及び6～9時における年(月)平均値

年(月)平均値、光化学オキシダントの昼間の年(月)平均値及びメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6～9時における年(月)平均値は、次式により算出する。

・年(月)平均値＝年(月)間の測定値の総和／測定時間数

・昼間の年(月)平均値

＝年(月)間の昼間の測定値(6～20時の1時間値)の総和／年(月)間の昼間の測定値の測定時間の総和

・6～9時における年(月)平均値

＝年(月)間の6～9時の測定値の総和／年(月)間の6～9時の測定時間の総和

- 6 6～9時における3時間平均値及び8時間平均値
メタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値である。ただし、この時間帯の測定値に1時間でも欠測がある場合、この日の3時間平均値は欠測とする。
また、一酸化炭素について1日の測定時間のうち、連続した8時間(1～8時、9～16時、17時～24時の1日3回の時間帯)の1時間値の算術平均値である。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値は欠測とする。
- 7 10年継続局
10年間継続して測定を行い、かつ有効測定局である局をいう。年間測定結果の各表の10年継続局の欄に「○」を示す。
- 8 測定方式
測定は、下表に示す方式により実施している。

測定項目	測定方式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸光光度法 化学発光法(乾式)
光化学オキシダント	吸光光度法 紫外線吸収法(乾式)
炭化水素類(全炭化水素、非メタン炭化水素)	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
二酸化硫黄	溶液導電率法 紫外線蛍光法(乾式)
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

なお、平成22年3月31日現在若しくは測定終了時点で、測定方式を乾式で実施している測定局については年間測定結果の各表の備考の欄に「*」を示す。
窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。

- 9 令別表第3の区分
大気汚染防止法第5条の2第1項の政令(施行令第7条関係)で定める地域(硫酸化物の排出基準に係る地域による区分)及び第3条第2項第1号の政令(施行令第5条関係)で定める指定地域(硫酸化物及び窒素酸化物による)による区分である。

地域区分	
第58号に掲げる区域	大阪市、堺市(美原区以外の区域)、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市、忠岡町の区域
第59号に掲げる区域	堺市(美原区)、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町の区域
第100号に掲げる区域	能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村の区域